

身体的拘束最小化推進体制加算について

当院では、身体的拘束最小化推進体制を整備し、届出を行っております。

- ① 病院長が自ら身体的拘束の最小化に取り組むことを発信し、職員に周知しております。
- ② 身体的拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入職後1年が経過した全ての入院患者に関わる職員が受講しております。
- ③ 身体的拘束が行われている患者様がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回が定期的に行われ、病棟の職員らとともに、解除にむけた具体的な検討を行っております。
- ④ 身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案したり、提案を積極的に導入する仕組みがあります。
- ⑤ 医療機関内の見やすい場所に、原則として身体的拘束を行わない方針であること、そのための取組、実施率の推移について掲示しております。